

## 三浦とし子さんの全面的な公務災害認定を求める要請署名

板橋区の保育園用務職員の三浦とし子さんは、2005年（平成17年）11月、保育園の樹木の剪定・伐採作業で両手を傷め、「両手母指CM関節症」と診断され、2007年（平成19年）5月に公務災害の認定を申請し、一時は公務災害補償基金東京都支部から公務災害ではないとの認定を受けたものの、審査請求の結果、2013年（平成25年）8月、「傷病については急性症状に限る」とした2か月間の公務災害が認定されました。

急性症状に限るとは言え、母指CM関節症が労働災害に認定されたのは全国でも2例目で、公務災害としては初めての画期的なできごとです。

しかしながら、三浦さんの手の痛みは2か月間を経た後も治らず、痛み止めの注射を打ちながら、発症前と変わらない仕事の質と量をこなし続けた結果、逆に症状は次第に悪化し、被災から3年半後の2008年（平成20年）5月、手指の激痛から逃れたいとの一心で、両手母指CM関節の骨を切除する手術を行うに至りました。

手術後、激痛は無くなりましたが、両手の親指の機能を失い、病気休暇・病気休職を取得して手指のリハビリを続け、2011年（平成23年）11月、職場に復帰したものの、不自由な手のため以前のような仕事はできなくなってしまいました。

三浦さんが被災当時勤務していた保育園は、児童定員が113人で、板橋区の区立保育園では45園中5番目に定員の多い大規模園でした。

板橋区では、規模の大小にかかわらず、保育園用務は1園1名となっており、三浦さんは別の保育園への転勤もしくは職務の変更を希望しましたが、被災後3年目にして転勤した保育園も大規模園で、結局、大量の仕事を一人で片付けなければなりませんでした。

もしも、区当局が被災直後から三浦さんの業務量を軽減させるなどの安全配慮をしていたならば、三浦さんは両手の親指の機能を失う障がいを負わずに済んだかもしれません。

つきましては、三浦さんの公務災害について、急性症状のみとした認定を取り消し、改めて全面的に認定されるよう要請いたします。

2014年 月 日

地方公務員災害補償基金審査会  
会長 井口 傑 様

氏名	住所

問い合わせ・返送先 〒173-8501 東京都板橋区板橋 2-66-1 板橋区職員労働組合